

別紙

日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について（事務運営指針）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後										改正前									
別紙様式 1										別紙様式 1									
相互協議申立書（台湾用）										相互協議申立書（台湾用）									
※整 理 番 号										※整 理 番 号									
年 月 日 国税庁長官 殿		(フリガナ)								年 月 日 国税庁長官 殿		(フリガナ)							
		氏 名 又 は 名 称										氏 名 又 は 名 称							
		氏名又は名称の英語表記																	
		納 税 地		〒 ー (局 署)								納 税 地		〒 ー (局 署)					
		(フリガナ)										(フリガナ)							
		法 人 の 代 表 者 氏 名										法 人 の 代 表 者 氏 名							
国税庁長官 殿		(フリガナ)		(役職名)						国税庁長官 殿		(フリガナ)		(役職名)					
		責 任 者 氏 名		電話 () ー (内線)								責 任 者 氏 名		電話 () ー (内線)					
		事 業 種 目				資 本 金		百万円				事 業 種 目				資 本 金		百万円	
日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。										日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。									
相互協議申立ての理由		☐ 事前確認								☐ 事前確認									
		☐ 日本課税 ☐ 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日)								☐ 日本課税 ☐ 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日)									
		☐ 移転価格課税								☐ 移転価格課税									
		☐ 恒久的施設に関する課税								☐ 恒久的施設に関する課税									
		☐ その他の課税								☐ その他の課税									
国 外 関 連 者 等		名 称								国 外 関 連 者 等		名 称							
		本 店 所 在 地 等										本 店 所 在 地 等							
		申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係										申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係							
		台湾での相互協議申立ての有無		☐ 有 (年 月 日) ☐ 無		台湾での相互協議申立ての有無		☐ 有 (年 月 日) ☐ 無											
申立ての対象となる所得金額等										申立ての対象となる所得金額等									
事業年度 (年分)		円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)				台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)				事業年度 (年分)		円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)				台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)			
		所得金額		税額		所得金額		税額				所得金額		税額		所得金額		税額	
年 月 日～ 年 月 日		百万円		百万円		通貨単位		通貨単位		年 月 日～ 年 月 日		百万円		百万円		通貨単位		通貨単位	
・										・									
・										・									
・										・									
合 計										合 計									

改正後					改正前						
(次業)					(次業)						
外国居住者等所得相互免除法第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の希望の有無				☐ 有	☐ 無	外国居住者等所得相互免除法第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の希望の有無				☐ 有	☐ 無
外国居住者等所得相互免除法第38条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の希望の有無				☐ 有	☐ 無	外国居住者等所得相互免除法第38条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の希望の有無				☐ 有	☐ 無
(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)					(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)						
(添付書類)					(添付書類)						
(国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)					(国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)						
国外 関連 者等	名 称				国外 関連 者等	名 称					
	本 店 所 在 地 等					本 店 所 在 地 等					
	申立ての対象となる取引等を有する <u>申立者</u> との関係					申立ての対象となる取引等を有する <u>国内</u> の者との関係					
	台湾での相互協議申立ての有無	☐ 有 (年 月 日) ☐ 無				台湾での相互協議申立ての有無	☐ 有 (年 月 日) ☐ 無				
国外 関連 者等	名 称				国外 関連 者等	名 称					
	本 店 所 在 地 等					本 店 所 在 地 等					
	申立ての対象となる取引等を有する <u>申立者</u> との関係					申立ての対象となる取引等を有する <u>国内</u> の者との関係					
	台湾での相互協議申立ての有無	☐ 有 (年 月 日) ☐ 無				台湾での相互協議申立ての有無	☐ 有 (年 月 日) ☐ 無				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
税 理 士 署 名					税 理 士 署 名						
※相互協議室処理欄	整理番号		備 考		※相互協議室処理欄	整理番号		備 考			

改正後	改正前
相互協議申立書（台湾用）の記載要領等	相互協議申立書（台湾用）の記載要領等
1 （省略）	1 （同左）
2 （省略）	2 （同左）
3 各欄の記載は次によります。 <u>(1) 「氏名又は名称」欄に日本語による表記を、「氏名又は名称の英語表記」欄に英語による表記を記載してください。</u> <u>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</u> <u>(3) 「相互協議申立ての理由」欄は、該当とする項目にレ印を記載してください。なお、「恒久的施設に関する課税」には、恒久的施設の有無についての課税や恒久的施設に帰属する所得に対する課税（内部取引に対する課税）が該当します。「その他の課税」には、例えば、源泉徴収に関するもの（恒久的施設に対する源泉徴収に関するものを含みます。）等、「移転価格課税」や「恒久的施設に関する課税」に該当しない課税が該当します。</u> <u>(4) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について英語で記載してください。また、「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉の「国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」を使用してください。</u> <u>(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</u> <u>なお、源泉徴収された税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。</u> <u>(注) この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。</u> <u>(6) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転</u>	3 各欄の記載は次によります。 <u>(新 設)</u> <u>(1) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</u> <u>(新 設)</u> <u>(2) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉に記載してください。</u> <u>(3) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</u> <u>なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。</u> <u>(注) この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。</u> <u>(4) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転</u>

改正後	改正前
価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。 また、外国居住者等所得相互免除法第 38 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。 (7) (次葉)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を記載してください。 4 (省略) 5 (省略) 6 (省略) 7 その他 (1) (省略) (2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）で閲覧できます。	価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。 また、外国居住者等所得相互免除法第 38 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。 (5) (次葉)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「<u>国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄</u>」には<u>国外関連者等が複数ある場合に記載してください。</u> 4 (同左) 5 (同左) 6 (同左) 7 その他 (1) (同左) (2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、<u>国税庁相互協議室で入手でき、また、</u>国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）<u>でも</u>閲覧できます。

改正後										改正前									
別紙様式 2										別紙様式 2									
外国居住者等所得相互免除法施行規則 第 4 条等の規定に基づく申出書										外国居住者等所得相互免除法施行規則 第 4 条等の規定に基づく申出書									
年 月 日 国税庁長官 殿		申出法人		(フリガナ)		※ 整 理 番 号				年 月 日 国税庁長官 殿		申出法人		(フリガナ)		※ 整 理 番 号			
		☐ ☐ 内 台 湾 国 居 住 者 人 等		氏 名 又 は 名 称								氏 名 又 は 名 称							
				個人番号又は法人番号		↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください						個人番号又は法人番号		↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください					
				納 税 地		〒 ー (局 署)						納 税 地		〒 ー (局 署)					
				(フリガナ)								(フリガナ)							
				法人の代表者氏名								法人の代表者氏名							
		(フリガナ)		(役職名)								(フリガナ)		(役職名)					
		責 任 者 氏 名		電話 () ー (内線)				責 任 者 氏 名				電話 () ー (内線)							
下記について、外国居住者等所得相互免除法 ⎧ □ 第 10 条 1 項 □ 第 14 条 1 項 □ 第 30 条 1 項 ⎫ に規定する「国税庁長官の確認」を受けるために申出をします。										下記について、外国居住者等所得相互免除法 ⎧ □ 第 10 条 1 項 □ 第 14 条 1 項 □ 第 30 条 1 項 ⎫ に規定する「国税庁長官の確認」を受けるために申出をします。									
確認を受けようとする事情 ⎧ 国税庁相互協議室から連絡を受けた解決案の内容に基づいて記載してください。 また、この欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。 ⎫										確認を受けようとする事情 ⎧ 国税庁相互協議室から連絡を受けた解決案の内容に基づいて記載してください。 また、この欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。 ⎫									
税 理 士 署 名										税 理 士 署 名									
※相互協議室処理欄										※相互協議室処理欄									
		番 号 認		身 元 認		☐ 済 ☐ 未済		確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()				番 号 認		身 元 認		☐ 済 ☐ 未済		確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()	
		整 理 番 号						整 理 番 号										備 考	

改正後	改正前
外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書の記載要領等 1 (省略) 2 (省略) 3 (省略) 4 相互協議は、平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。 この事務運営指針は、国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）で閲覧できます。	外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書の記載要領等 1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 相互協議は、平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。 この事務運営指針は、<u>国税庁相互協議室で入手でき、また、</u>国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。

改正後					改正前				
別紙様式 5					別紙様式 5				
相互協議申立ての取下書（台湾用）					相互協議申立ての取下書（台湾用）				
			※ 整理番号					※ 整理番号	
年 月 日	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称				年 月 日	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称			
	納 税 地	〒 ー				納 税 地	〒 ー		
	(フリガナ) 法人の代表者氏名					(フリガナ) 法人の代表者氏名			
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)				(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)		
	事 業 種 目		資 本 金	百万円		事 業 種 目		資 本 金	百万円
年 月 日付で提出した、日台民間租税取決めに基 ^{全部} づく相互協議の申立ての (一 部)を取り下げます。					年 月 日付で提出した、日台民間租税取決めに基 ^{全部} づく相互協議の申立ての (一 部)を取り下げます。				
(一部取下げの場合の取り下げる事項)					(一部取下げの場合の取り下げる事項)				
(全部取下げ又は一部取下げの理由)					(全部取下げ又は一部取下げの理由)				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
税 理 士 署 名					税 理 士 署 名				
※相互協議室処理欄	整理番号		備 考		※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	

改正後	改正前
相互協議申立ての取下書（台湾用）の記載要領等	相互協議申立ての取下書（台湾用）の記載要領等
1 （省略）	1 （同左）
2 （省略）	2 （同左）
3 （省略）	3 （同左）
4 その他 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁のホームページ（ https://www.nta.go.jp/ ）で閲覧できます。	4 その他 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、 <u>国税庁相互協議室で入手でき、また、</u> 国税庁のホームページ（ https://www.nta.go.jp/ ）でも閲覧できます。